

令和 8 年度紫波町婚活支援事業（企画運営）業務委託仕様書

1 委託事業名

紫波町婚活支援事業（企画運営）業務

2 業務の目的

将来の人口減少対策の一環として、少子化対策や定住化対策が必要となっている。結婚を希望する独身の男女に対して出会いの機会の場を創出するとともに、移住定住の促進等として参加者が町の魅力を体験、発見できる機会となることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

4 業務の内容**(1) 婚活支援事業の企画、運営****① 趣旨**

参加者が結婚に対して意識を高めるとともに、参加者同士が十分に交流でき、出会いの機会・今後の交際への発展に貢献できるようなプログラムを企画・運営すること。

② 婚活イベントの企画・運営**(ア) テーマ等**

- ・結婚を希望する者の出会いの場となり、交際への発展を促せるようなテーマ・内容とすること。
- ・希望者が、参加しやすい、参加してみたいと思える内容を設定すること。
- ・町の地域資源や季節感をいかしたものを取り入れたり、イベントの一部に参加者同士が協力して取り組む進展が期待できる体験事業を盛り込んだりすることにより、参加者が楽しい時間を過ごせるものとする。会食を取り入れてもよい。
- ・イベントの対象の年代に好まれる内容とすること。
- ・マッチング（※）要素を取り入れること。
（※「マッチング」とはイベントにおいて参加者が「もう少し話したい」や「興味あり」等の意思表示をし、互いに意思表示が一致した、引き合わせが成立した状態のことを言います。）
- ・イベント開催までに、イベント時のマッチングや男女の交際発展につながるよう、参加者に対して、婚活に関するスキルアップを目的としたアドバイス（メールや動画配信等）を実施すること。内容は参加のハードルが高くないよう適度なものとすること。

(イ) 実施回数

- ・契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までの間に 1 回以上開催する。
- ・詳細な日程は、委託業者決定後に打合せをし、決定する。
- ・開催場所の屋内外は問わないが、荒天時でも開催可能な対策がとられていること。

- ・事業の開催日は希望者が参加しやすい日時を設定すること。

(ウ) 参加人数

- ・男女各8名 計16名程度（男女の年齢、人数バランスを考慮し、定員に満たなくても人数調整する場合がある。）

(エ) 対象

- ・男女ともに20～40代の結婚を望む独身者

※紫波町内在住又は勤務している者を優先とするが、町外在住者も対象とする。

(オ) 会場

- ・参加人数にあわせた会場で開催すること。なお、開催場所は町外も可とする。

(カ) アンケートの実施

- ・各イベント後、参加者に対するアンケートを実施し、各イベントの事業報告時に提出すること。なお、アンケート内容について、事前に町の確認を取ること。

③ その他

- ・業務の運営にあたっては、事業のネーミング、募集、申込み・問合せの受付（参加要件の確認を含む。）、開催の周知等の各業務に付随する必要な事務等を含むものとする。
- ・参加予定者に対し、事前に電話やメール等で参加の意思を再確認するなどして、当日キャンセルを少なくするよう努めること。
- ・イベント内における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うこととし、これらに伴うトラブルに関して町はその責を負わないものであること。
- ・参加者から徴収する参加費は、受託者が直接受け取るものとし、交流パーティー等の飲食物等の経費に充当するものとする。
- ・イベント内で参加者に飲食物を提供する場合には、飲料は非アルコール飲料のみとし、イベント終了時まで不足しない量を確保するものであること。
- ・委託業務実施結果報告書には、イベントの様子が分かる記録写真を載せること。（撮影に関しては、参加者のプライバシーに配慮し、個人が特定できないよう工夫すること）
- ・参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。なお、トラブルについては速やかに町へ報告すること。
- ・当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込み内容等）や健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性の確保及び他の参加者への配慮に努めること。
- ・性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。

(2) イベントの広報

① 広報手段

- ・インターネット上のホームページ、各種SNS、地元メディア、雑誌への広告掲載等の広報手段を示すこと。
- ・広報手段ごとに具体的なターゲット層、広報回数、頻度、スケジュールや見込まれる効果

を示すとともに、広告のデザインを作成すること。

※広報物の作成、配布時には事前に町に協議すること。

※町においてもプレスリリース、町ホームページ、広報紙、町SNSで広報を行う予定である。

② チラシ及びポスターの作成について

- ・チラシ及びポスター掲示をするため、受託者は最低 200 枚のチラシ（A 4 両面フルカラー）製作と最低 50 枚のポスター（B 2 フルカラー）を製作すること。

(3) 事業報告書の提出

- ・婚活イベントの事業報告書については令和9年3月12日までに提出すること。（任意様式）事業報告書には、イベントの名称、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、状況報告（イベント進行記録やカップリング成立数等）、特記事項（次回の改善点等）等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、広報等の状況を添付して提出すること。（撮影に関しては、参加者のプライバシーに配慮し、個人が特定できないよう工夫すること）

(4) その他留意事項

- ・事業実施にあたり、必要となる各種資料の作成、スタッフの確保、会場の予約、設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- ・業務の遂行にあたっては、責任者を明確にし、体制を整えて臨むこと。
- ・参加料を徴収する場合、実費程度の参加しやすい料金設定となるよう配慮すること。
- ・次に掲げる費用については、委託料の算定根拠としないこと。
受託者による会合等の飲食費、個人に金銭給付を行う又は個人の負担を直接的に軽減する事業の費用、備品又は高額な消耗品の購入等の経費、イベントにおける会食等の飲食代等（参加者の個人負担とすること。）、その他、本事業と直接関係のない人件費等の費用
- ・受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。
- ・実施にあたっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。
- ・業務を実施するにあたり、町との緊密な連携を図ること。
- ・事業実施にあたっては、町が行う事業であることが分かるようにすること。

5 業務委託者 紫波町

6 委託の条件

- (1) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。
- (2) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏洩又は本契約の目的以外の使用をしてはならない。本契約終了後も、同様とする。
- (3) 受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (4) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

7 著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として全て町に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより委託者が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

8 その他

- (1) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに町と協議を行い、事前に町の詳細を得た上で業務を遂行すること。
- (2) 各感染症への感染防止対策を十分に講じたうえで本業務の遂行にあたること。
なお、感染症等により、業務実施に支障がある可能性が生じた場合、速やかにその対応について町と協議を行うこと。
- (3) イベント参加者が最小実施人数に達しない場合、又は災害その他不可抗力によりイベント開催が不可能になった場合は、受託者はその準備にかかった経費について町が必要と認められたものについて委託料を変更し、町に請求することが出来るものとする。